

◆ 体長制限 ※解禁中であっても採捕禁止

あゆ	あめご	うなぎ	モクズガニ
全長10cm以下	全長10cm以下	全長21cm以下	甲幅 5 cm以下

◆ 鏡川遊漁券販売店

鏡川漁協事務所	鏡川町104-6	088-873-9766
つりぐの岡林上町店	上町4丁目3-1	088-823-0091
つりぐの岡林土佐道路店	朝倉己155-5	088-844-2200
フィッシングハヤシ	梅ノ辻51	088-831-8888
高橋毛針店	玉水町62	088-873-5319
かめや釣具高知店	南金田1-28	088-883-1091
フィッシングいまい	棧橋通1丁目10-23	088-831-7904
釣道楽	大川筋2丁目3-25	088-872-5558
オオツ釣具	大津乙1196	088-866-5960
小松網店	城見町7-7	088-883-4851
土佐料理ささ木	尾立1-2	088-844-2930
森商店	行川1035-1	088-843-1565
鏡むらの店リオ店	鏡大利1	088-896-2468
とさやまストア	土佐山119-1	088-895-2322
とんとんのお店	土佐山東川661	088-895-2880
吉村憲明	土佐山弘瀬2877	090-4783-9824
糸びす釣具	春野町弘岡2046-12	088-894-4920

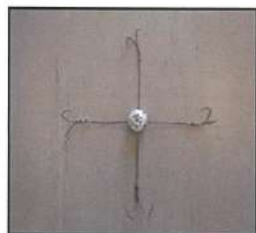
◆ おとりあゆ販売店

喫茶ゆり	鏡今井24	088-896-2816
吉村憲明	土佐山弘瀬2877	090-4783-9824
かめや釣具高知店	南金田1-28	088-883-1091

◆ 川漁をされる皆さまへ

- 迷惑駐車や駐車違反をしないでください。
- 車上荒らしや河川での釣り具の持ち去りに注意しましょう。
- みんなの河川です。ルールを守って思いやりを持って楽しみましょう。
- 川を汚さないようにゴミや空き容器、釣糸、釣針などは持ち帰りましょう。

このような針の
使用禁止
(類似品含む)



このような仕掛けの
放置厳禁



〒780-0933 高知市鏡川町104-6

鏡川漁業協同組合

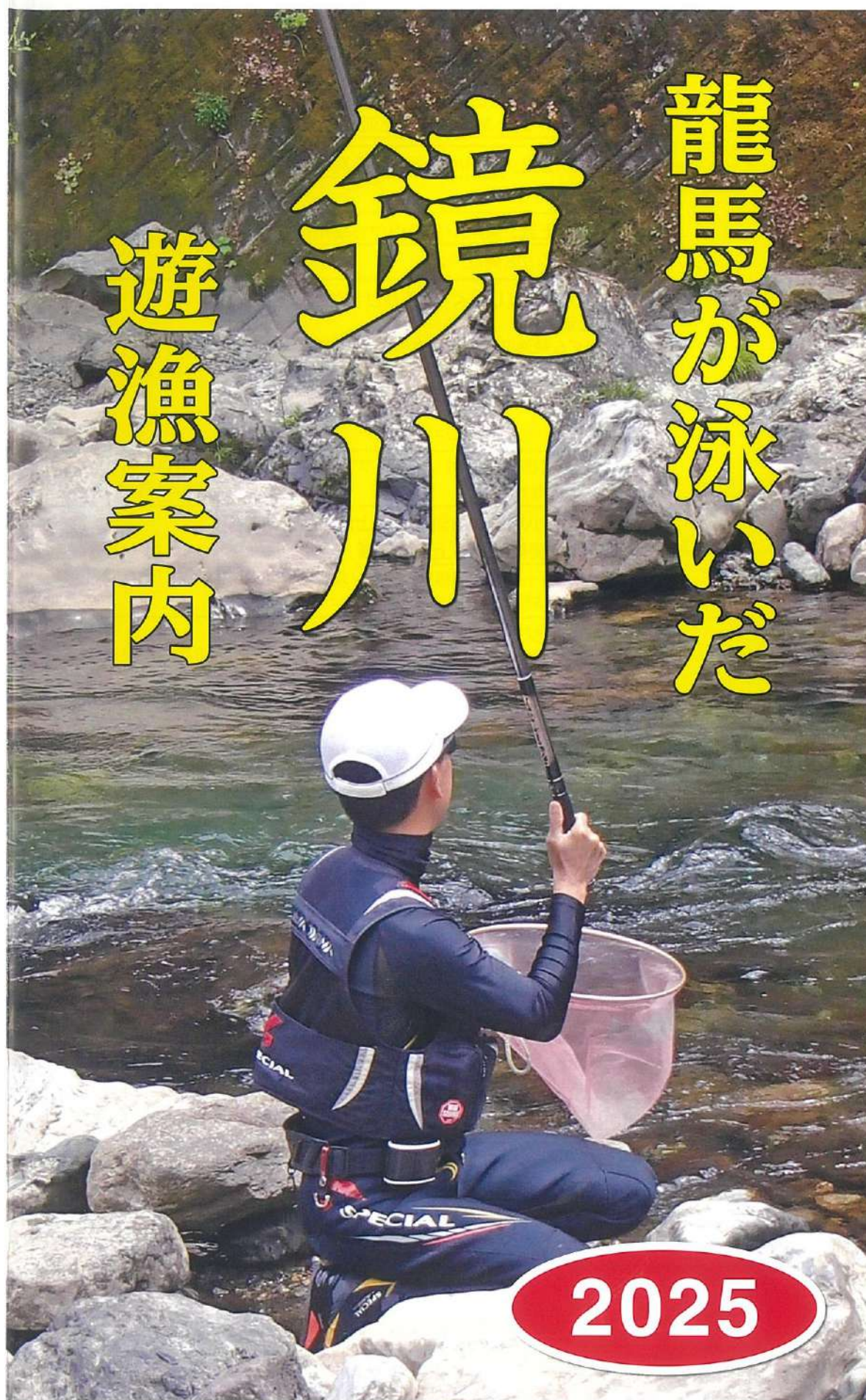
TEL 088-873-9766 FAX 088-803-9878

E-mail kagamigawagyokyou@ceres.ocn.ne.jp

URL <https://www.kagamigawagyokyou.com/>

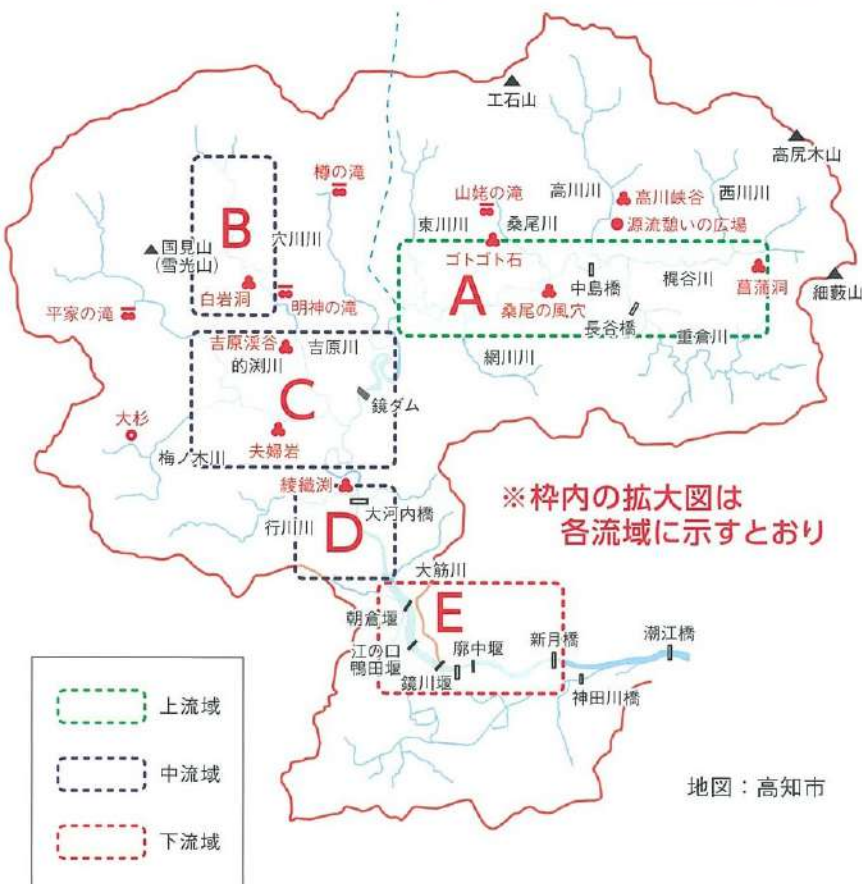


ルールとマナーを守って楽しい漁を！



2025

令和7年改訂版



◆あゆ漁法制限区(ともづり、ぎじづり、徒手採捕、すくい網以外禁止)

No.	流域	地 区	本・支流	区 域	期 間
①	上流域	土佐山地区	支 流	東川川合流点から高川川合流点まで	6月1日～ 9月15日
②	中流域	鏡 地 区	本 流 支 流	鏡ダム下流鏡多目のえん堤から城の平橋まで 川口合流点から小川口合流点まで	6月1日～10月15日
③	中流域	鏡 地 区	本 流	ウシオ二下流標識から城の平橋(グラウンド下)まで	6月1日～ 7月31日
④	中流域	鏡 地 区	支 流	吉原川ジャドウの淵(標識の区間)	7月1日～ 7月31日
⑤	中流域	鏡 地 区	支 流	吉原川ミヤノ堰からアオギの淵まで(標識の区間)	7月1日～ 7月31日



No.	流域	地 区	本・支流	区 域	期 間
⑥	中流域	鏡 地 区	支 流	小川口橋下流端標識からの的漕川・的ヶ測標識まで	6月1日～ 7月31日
⑦	下流域	鏡 地 区	本 流	天ヶ滝（標識の区間）	6月1日～10月15日
⑧	下流域	鏡 地 区	本 流	大漕（標識の区間）	6月1日～10月15日
⑨	下流域	高知地区	本 流	廊中堰下から紅葉橋（標識の区間）	6月1日～10月15日
⑩	下流域	高知地区	本 流	トリム堰から真土場（標識の区間）	6月1日～10月15日

◆ 許可の条件 (あゆ・あめご・うなぎ) (日没から日出までは禁止)

	漁法	区 域	期 間
あゆ	徒手採捕 ともづり ぎじづり すくい網	鏡ダムより下流、及び支流、吉原川小川口合流点 上流標識よりビシャゴ橋まで、及び支流、 <u>的湊川・ 的ヶ湊標識の区間</u> (②より下流・⑥区間)	6月1日～10月15日 12月1日～12月31日
		支流、吉原川小川口合流点上流標識より上流、及び 支流、 <u>的湊川・的ヶ湊標識より上流</u>	7月1日～10月15日 12月1日～12月31日
		鏡ダムより上流、 <u>東川川合流点から高川川合流点 までの区域</u> (①区間)	6月1日～12月31日
		鏡ダムより上流、 <u>東川川合流点から高川川合流点 以外の区間</u> (①区間以外)	7月1日～12月31日
	しゃくり 玉がけ となげ網	鏡ダムより下流 (しゃくり・玉がけ漁は江ノ口鴨田 堰より上流) 但し、鏡ダム禁漁区下流からウシオニ下流標識まで、及 び小川口合流点から川口合流点まで、天ヶ滝、大湊、廊 中堰下から紅葉橋まで、トリム堰から真土場の標識区間 は除く (②・⑦・⑧・⑨・⑩区間は除く)	6月1日～10月15日 12月1日～12月31日
		ウシオニ下流標識より城ノ平橋(グランド下)まで の区間 (③区間)	8月1日～10月15日 12月1日～12月31日
		支流、吉原川小川口橋合流点より上流、及び支流、 <u>的湊川・的ヶ湊標識から上流の区域</u> 但し、吉原川ジャドウの湊標識、ミヤノ堰からアオギの 湊までの区間は除く (④・⑤区間は除く)	7月1日～10月15日 12月1日～12月31日
		支流、吉原川ジャドウの湊標識、ミヤノ堰からアオ ギの湊まで、及び小川口橋下流端標識から支流、 <u>的湊川・的ヶ湊標識までの区間</u> (④・⑤・⑥区間)	8月1日～10月15日 12月1日～12月31日
		鏡ダムより上流 但し、東川川合流点から高川川合流点までの区間は除 く (①区間は除く)	7月1日～12月31日
		東川川合流点から高川川合流点までの区間 (①区間)	9月16日～12月31日
	えさづり	カジヤ下より下流 但し、廊中堰下から紅葉橋まで、トリム堰から真土場の 標識区間は除く (⑨・⑩区間は除く)	8月1日～10月15日 12月1日～12月31日
	金 突 つんがけ	鏡ダムより下流 (江ノ口鴨田堰より上流) 但し、鏡ダム禁漁区下流からウシオニ下流標識、小川口 橋合流点から川口合流点まで、天ヶ滝、大湊の標識区 間は除く (②・⑦・⑧区間は除く)	8月1日～10月15日
		鏡ダムより上流 但し、東川川合流点から高川川合流点までの区間は除 く (①区間は除く)	8月1日～10月15日
		東川川合流点から高川川合流点までの区間 (①区間)	9月16日～10月15日
	大 正 網	江ノ口鴨田堰よりウシオニ下流標識までの区域 但し、天ヶ滝、大湊の標識区間は除く (⑦・⑧区間は除く)	8月1日～10月15日
あめご	さ お 漁	鏡川全域	3月1日～9月30日
うなぎ	ひごづり すくい網 さ お 漁 うなぎうえ はえなわ は具・石黒	鏡川全域	4月1日～9月30日
	金 突	江ノ口鴨田堰より上流 (あゆ金突漁業区域と同じ)	8月1日～9月30日

※解禁日 あゆ漁5時から あめご漁6時半から



◆ 県規制による禁漁区 (全ての魚類及び藻類の採捕が年間禁止区域)
組合の規制による禁漁区 (あゆ・あめご・うなぎ・つがいの採捕が年間禁止区域)

県) 鏡ダムより下流306mの間	県) 朝倉堰 上端から上流15m、下流30mの間
県) 江の口鴨田堰 上端から上流15m、下流33mの間	組) 鏡川堰 上端から上流15m、下流30mの間
県) 廊中堰 上端から上流15m、下流30mの間	組) トリム堰 上端から上流15m、下流20mの間

◆ 遊漁料金（対象魚種：あゆ・あめご・うなぎ・もくずがに）

遊漁券(承認証)の種類		料金	備考
年券	釣・網	7,000円	・網漁はあゆ漁のみ
	高齢者(75才以上) 肢体不自由者 女性	3,000円	・75才以上(購入時点)、肢体不自由者、高校生は確認できるもの(免許証・保険証・学生証)を持参のこと
	高校生	500円	・もくずがに漁、うなぎ漁の日券なし
	中学生	無料	・竿漁以外の日券なし
日券	竿漁のみ	2,000円	・年券は対象魚種すべて共通

※ 漁場においての遊漁券発行はありませんので必ず事前に販売店かオンラインで購入ください
※ 遊漁券不携帯者は直ちに遊漁をやめていただきます
※ 遊漁券(承認証)は、購入した販売店及び組合事務所にて手数料1,000円で再発行できます

◆ もくずがに漁

許可の条件	採捕区域	鏡川全域
	採捕期間	9月1日～11月30日
	採捕方法	・徒手採捕 ・かにかご(縦・横・高さを加算した寸法が150cm以下のもの)5個以内。
	漁具標識の装着	遊漁券(承認証)とは別途、組合発行の漁具標識をかにかご毎に装着しなければならない(中学生以下の者についても漁具標識の装着が必要。)
その他の注意事項	違反漁具への対応	漁具標識を装着していないかにかごについては、指導・警告に従わない場合は撤去を原則とする。
	使用した餌の処理	かにかごに使用した餌は、各自が責任を持って処理することとする。餌の不法投棄をした者は、その後の採捕承認を行わないことがある。
	かにかご漁具標識の発行について	・発行手数料は、かにかご一個につき1,000円とする ・発行は組合事務所のみとする。 ・発行については、遊漁券(承認証)の確認が必要ですので持参してください。 ・流失時による再発行(1回のみ)は組合事務所に申し出てください。

◆ 操業上の注意事項

- ① 操業中は、遊漁券(承認証)が確認できる位置に装着し、指導員の求めに応じて提示してください。
- ② 遊漁券(承認証)は他人に貸与できません。
- ③ 規則に違反した場合は操業を中止していただき、その後の操業を拒否することがあります。この場合納付した遊漁料は払い戻し致しません。
- ④ 使用したエサは各自が責任をもって処理すること。また他人に迷惑をかける行為及び漁場にロープを張ったりテントを設置するなど独占行為は認められません。
- ⑤ 使用した漁具等は使用後速やかに回収してください。

◆ 漁具・漁法の制限・禁止・設置してはならない行為

- ① 金突・つんがけ・水中眼鏡(類似品を含む)を使用する操業は、8月1日から10月15日までの期間とする。(但し、うなぎ漁は9月30日まで、うなぎうえは10個以内とする。)
- ② **箱ビンは、顔に密着しないもので口にくわえて保持できないもの、必ず片手で持って使用するものとする。**
- ③ 網漁と、しゃくり・玉がけ・金突・つんがけ漁との併用(魚ゼキとしての操業とみなす。)
- ④ なげ網を、そのまま放置した建網のような操業。
- ⑤ えさづりにおいて、あんどんの使用及び川アミ、赤アミ・集魚剤(あゆ養殖用餌料含む)を使用する操業。
- ⑥ 鏡川全域での、しゃびき漁の操業。(陸からのしゃくり漁はしゃびき漁とみなす。)
- ⑦ ルアーロッド等を使つてのあゆ漁は禁止。
- ⑧ ぎじづりは、ぎじバリ以外のハリの使用は禁止。
- ⑨ せき干・建干・ヤナ・モヅ・かにモジ・上りウエ・下りウエ・ビンツケ・追サデ・魚ゼキ。
- ⑩ 爆発物・有毒物・電流・火光・アクアラング使用・川底をかくはんしての操業。
- ⑪ 知事の許可の無い建網・セバリ網・まき刺し網。(なげ網、大正網利用含む)
- ⑫ あゆ網漁の船による操業は全面禁止。
- ⑬ 他の遊漁者の邪魔をするような遊漁や行為 (目に余る行為は操業を中止していただきます。)

◆ あゆ漁の網・針の制限

と 網	網口周囲37.5メートル以内及び、網目28ミリメートル以上(12節以下)とする。
な げ 網	浮子丈26メートル以内、網高さ75センチメートル以内、及び網目28ミリメートル以上(12節以下)とする。
大 正 網	浮子丈10メートル以内、網高さ75センチメートル以内、及び網目28ミリメートル以上(12節以下)とする。
ともづり	ハリスの長さを20センチメートル以下として、使用することのできるハリの総数を4本以下とする。
玉 が け	使用することのできるハリの総数は4本までとし、直径4センチメートル以内のイカリバリとする。

※ 河川内で魚類を採捕する場合は、漁業法、水産資源保護法に基づく高知県漁業調整規則等が適応されますので、違反したときは処罰をうけることがあります。